

第1節

障害のある人に対する理解を深めるための啓発広報等に係る施策

1. 啓発・広報活動の推進

(1) 啓発・広報の基本的な方針

「障害者基本計画」の掲げる「共生社会」の実現を図るためには、その理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する国民の理解を促進し、併せて、障害のある人への配慮等について国民の協力を得るため、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することが重要となっている。特に、将来を担う若者への啓発・広報活動の一層の推進が重要である。

後期5か年計画においては、「共生社会」の周知度について、世代全体に係る周知度とともに、20代の若者に係る周知度を50%とする数値目標を掲げている。

(2) 障害者週間

国では、「障害者基本法」を踏まえ、旧本部決定（平成16年12月1日）『「障害者週間」の実施について』に基づいて、障害及び障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間も含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施している。

ア 心の輪を広げる障害者理解促進事業

内閣府では、各都道府県・指定都市との共催により、将来を担う若者への啓発・広報活

動の一環として、全国の小・中学生等から、障害のある人とのふれあい体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を「心の輪を広げる障害者理解促進事業」として実施している。平成23年度は、作文5,395編、ポスター1,606点の応募があり、近年最多の応募数となった。この中から内閣総理大臣賞として作文3編及びポスター2点選ばれ、東京で表彰された。本事業では、ポスター部門の最優秀作品を原画とした「障害者週間のポスター」を作成し、全国の駅等に掲示するとともに、作文、ポスターの入賞作品集を作成し、全国の小・中・高等学校等に配布する等して、障害のある人への理解促進を図っている。

入賞作品については内閣府ホームページに掲載している。

イ 平成23年度における「障害者週間」行事

平成23年度の「障害者週間」行事については、内閣府を中心に、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁、障害者関係団体、企業等の協力の下、「障害者週間」の期間を通じて東京を中心に各地において、多彩な行事を実施した。

東京では、12月2日に「障害者フォーラム2011」を開催し、第1部において「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞の表彰式と受賞者による作文の朗読等を行い、第2部において「～障害者基本法の改正で何が変わるのか～」をテーマとするシンポジウムを開催した。また、障害のある人に関する様々なテーマについて関係団体等が交替で連続して行う「障害者週間連続セミナー」を開催した。平成23年度のセミナーにおいては、障害者権利条約、障害者雇用、発達障害、震災と障害者等について、講演やパネルディスカッション等を実施した。

このほか、「障害者週間のポスター」等の原画展を東京で開催した。

また、大阪では、内閣府の後援により公益社団法人関西経済連合会等の関西経済3団体並びに障害者支援に取り組む地元民間団体の主催により、「誰もが共に生きる社会を目指して～3・11を経て、これからの課題～」をテーマとしたシンポジウムが開催された。

このほか、国、地方公共団体、民間の関係団体等において、NHK ハート展、地方運輸局等におけるバリアフリー教室等をはじめとして、それぞれ独自の行事や啓発・広報活動が積極的に行われた。

(3) その他の週間・月間等

このほか各種の週間・月間等の活動の中でも、障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動が展開された。

9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、障害のある方々から募集した絵画や写真を原画とした啓発用ポスターが作成され、全国に掲示されたほか、障害者雇用優良事業所等表彰、障害者雇用支援月間ポスター原画表彰及び優秀勤労障害者表彰を始め、各都道府県においても、障害者雇用促進のための啓発活動が実施された。

10月24日から30日までの「第59回精神保健福祉普及運動」の期間においては、精神障害のある人に対する早期かつ適切な医療の提供及び社会復帰の促進等について、国民の理解を深めることを目的として、精神保健福祉全国大会をはじめとする諸行事等が実施された。

12月4日から10日までの「人権週間」においては、障害のある人に対する差別や偏見を解消するため、啓発活動年間強調事項でもある「障害のある人の完全参加と平等を実現し

よう」を強調事項として掲げ、法務省の人権擁護機関である法務局・地方法務局及び人権擁護委員等を通じて、全国各地で講演会や座談会の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の啓発・広報活動が実施された。

平成19年12月、国連総会本会議において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が採択されたことを受け、毎年、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るためのシンポジウム等を開催している。23年度においては、東日本大震災による被害等の状況を踏まえ4月2日の開催を延期し、6月18日『災害と自閉症～共に支え合い、共に生きる～』をテーマに開催した。

また、世界自閉症啓発デーを含む4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」においては、全国の地方公共団体や関係団体等により様々な啓発活動が実施された。

平成23年度障害者週間行事

1. 「障害者フォーラム2011」

日 時：平成23年12月2日（金）
13時より16時45分
会 場：日本学術会議講堂（東京都港区）

第1部 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」最優秀賞受賞者の表彰式

障害のある人に対する理解を促進するため、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」最優秀賞受賞者の表彰式と受賞者による作文の朗読。

最優秀賞受賞者（内閣総理大臣賞）

「心の輪を広げる体験作文」	小学生部門： 美根 雄馬
	中学生部門： 中村 誠
「障害者週間のポスター」	高校生・一般部門： 旅 誠一郎
	小学生部門： 徳永 萌花 中学生部門： 河村 侑亮



最優秀賞受賞者の表彰



「作文」・「ポスター」最優秀賞受賞者

第2部 「障害者週間」記念シンポジウム

「～障害者基本法の改正で何が変わるのか～」をテーマとして、障害のある子ども（人）と障害のない人たちが共に尊重し支え合って暮らす「共生社会」について考える機会とするシンポジウムを開催。

政府報告 東 俊裕 内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長

パネルディスカッション
〈コーディネーター〉

東 俊裕 内閣府障がい者制度改革推進会議担当室長

〈パネリスト〉

今井絵理子 歌手

大山 泰弘 日本理化学工業株式会社社長

嶋田実名子 花王株式会社理事
コーポレートコミュニケーション部門
サステナビリティ推進部長
（兼）社会貢献部長
増田 一世 公益社団法人やどかりの里常務理事



「障害者週間」記念シンポジウム

平成23年度障害者週間行事

2. 「障害者週間のポスター」原画展

- 日 時：平成23年12月6日(火)～11日(日)まで
 会 場：こどもの城2階ギャラリー／アトリウム側（東京都渋谷区）
 内 容：全国の小・中学校等から公募した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」の優秀作品の原画を展示。



3. 障害者週間連続セミナー

- 日 時：平成23年12月7日(水)～8日(木)
 会 場：明治学院大学アートホール（東京都港区）

障害者週間の事業の一環として、障害者週間の趣旨にふさわしいセミナーを主催する団体に対し会場の提供を行い、障害及び障害者に関する国民の理解を促進するため、連続してセミナーを実施。

12月7日（水）

- ① オストメイトは災害に備えよう！
 ～東日本大震災からの学び～
 主 催：公益社団法人日本オストミー協会
- ② あなたのとなりの若年脳損傷者
 主 催：若年脳損傷者ネットワーク
- ③ 「…だからできること-アートでつながる人と人」
 主 催：明治学院大学社会学部社会福祉学科

12月8日（木）

- ① 精神障害者雇用は今！Vol.3
 ～雇用事例から見る職場定着のポイントと課題～
 主 催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- ② 災害時の障害者支援-東日本大震災での取り組みを含めて
 主 催：独立行政法人国立長寿医療研究センター生活機能賦活研究部
- ③ 「障害者の権利条約」の実践～震災を踏まえて～
 主 催：公益財団法人人権教育啓発推進センター
- ④ 発達障害とその課題～「教育」と「就労」～
 主 催：一般社団法人日本発達障害ネットワーク